

# 利用規約

## OneLoginサービスサブスクリプション契約(US)

### 1. OneLoginサービスの利用

1.1 許諾された権利。OneLoginは、本サービスサブスクリプション契約(以下「本契約」)および別途提供される機密見積書(以下「見積書」)の条件に従い、契約期間中(下記第4.1条に定義)、契約者に対し、限定的、世界全域で有効な、非独占的、サブライセンス不可の、譲渡不可の(第8.2条で許可された場合を除く)権利を付与します。付与される権利には、(a) OneLoginサービス(本契約で定義)を使用する権利、(b) 契約者のサーバーとOneLoginサービスの間で通信するためにOneLoginサービスとともに提供されるソフトウェアをコピー、インストール、および使用するライセンス、および、(c) OneLoginが提供するOneLoginサービスに関連するユーザードキュメント(ユーザーマニュアル、オンラインヘルプファイルなど)の合理的な数のコピーを変更することなく複製し、内部で使用するライセンス、が含まれます。ただし、(a)~(c)はすべて、契約者の内部事業運営にのみ関連するものとします。ドキュメントのコピーまたは一部は、引き続き本契約の条件に従うものとします。OneLoginサービスは、契約者および契約者が料金を支払う指定された利用者に提供されるものであり、契約者の従業員、請負業者、販売店/流通業者および契約者のために働くその他の第三者が含まれる場合があります。OneLoginは、OneLoginサービス、プラン、またはその機能をいつでも変更または中止する権利を留保しますが、中止する場合は、30日前に契約者に通知します。

契約者に関しては、「OneLoginサービス」には、見積書で示されたプランおよび/または製品が含まれません。

1.2 テクニカルサポートサービス。契約者が見積書に記載された料金の支払いを継続している間、OneLoginは、契約者が指定した管理者に対し、指定された成功パッケージの利用規約に記載されたとおり、電話、サポートポータル、電子メールにより、OneLoginサービスに関連するテクニカルサポートサービスを提供するために合理的な努力を行うものとします。

1.3 プロフェッショナルサービス。見積もりに定められている場合、プロフェッショナルサービスの詳細は、該当するサービス説明書または別個の作業範囲記述書(「SOW」)に定義されるものとします。OneLoginは、他のクライアントのために同様のサービスを行うと理解されています。この点に関し、OneLoginは、(a) 本SOWに定められたor記載されたサービスを実行する人員を割り当てる唯一の責任を負うこと、(b) サービスの一部または全部を実行するように、認定されたOneLoginサービスパートナーまたは他の有資格契約者に依頼することができ、OneLoginは、本SOWに関連するこれらのパートナーまたは契約者の行為に対して法的責任を負うことを確認します。OneLoginは、専門職業的手法をもって、適当な注意払い、適当な技量を発揮してプロフェッショナルサービスを行うものとします。

1.4 使用制限。本契約で明示的に規定されている場合、または適用法で明示的に要求されている場合を除き、契約者は以下の行為を行わず、また第三者に許可または認可しないものとします。(a) 第三者(上記第1.1条に記載の指定ユーザーを除く)にOneLoginサービスまたは文書の使用を賃貸し、開示、譲渡、またはその他の方法で許可すること、(b) OneLoginサービスを利用して第三者にサービスを提供すること(例: サービスビューローとして)、(c) OneLoginサービスのセキュリティまたはその他の技術的機能もしくは手段を侵害、回避、改ざんまたは不能にすること、(d) OneLoginの書面によるそれぞれのテストインスタンスごとの事前承認なしに、侵入テストまたは負荷テストを含む、OneLoginサービスに関連するシステムの脆弱性の調査、スキャンまたはテストを試みること、または、(e) OneLoginサービスの基本構造、技術またはアルゴリズムのリバースエンジニアリング、修正、適応、ハッキングまたはその他

の方法で発見を試みることを。契約者は、OneLoginサービスのアカウントで発生するすべての活動に責任を負います。

1.5 法規制の遵守。契約者は、適用されるすべての法律および規制を遵守して、OneLoginサービスおよび文書を使用します。上記を制限することなく、契約者は、米国商務省、米国財務省外国資産管理局、またはその他の米国または外国の機関もしくは当局の制限、法律、規制に違反して、OneLoginサービスまたはその直接製品を米国から輸出してはなりません。OneLoginは、本契約の履行にあたり、すべての適用法および規制を遵守します。

1.6 California Consumer Privacy Act (カリフォルニア消費者プライバシー法)。

1.6.1 定義。

A.「事業」とは、CCPAに基づいて与えられた意味を持つものです。

B.「CCPA」とは、カリフォルニア消費者プライバシー法 (California Consumer Privacy Act) を意味し、随時改正される可能性があります、上記を実施する規則または規制を意味します。

C.「個人情報」とは、加入者がOneLoginに提供する、個人または世帯に関連する、または関連しうる情報を意味します。

D.「サービスプロバイダ」とは、個人情報を受領する事業者をいい、(a) 自己のサービスを向上させ、新しいサービスを開発することを含め、契約者のためにOneLoginサービスを実行する特定の目的以外の目的で、または(b) サービスプロバイダと事業者との直接的な関係以外で、かかる情報を保持、使用、販売、または開示することを禁じられています。

1.6.2 両当事者は、CCPAの目的上、利用者が事業者であり、OneLoginがサービスプロバイダであることに合意します。契約者は、CCPAを遵守する場合のみ個人情報をOneLoginに提供または利用可能にすることを表明し保証します。

1.6.3 本契約にこれと異なる定めがあっても、OneLoginは、(1) OneLoginサービスの遂行に必要な場合を除き、個人情報を保持または使用せず、(2) OneLoginサービスの提供に必要なサービスプロバイダ以外に、かかる個人情報を販売またはその他の方法で開示しないものとします。

1.6.4 本契約の他の条項にかかわらず、契約者は、OneLogin、その関連会社、およびその各取締役、役員、従業員、代理人、代表者、後継者、譲受人が、契約者の指示に起因するOneLoginの作為または不作為、またはCCPAに基づく契約者の義務の不履行に起因する請求について、本契約に基づき責任を負わないことに同意するものとします。

1.7 不正使用に対する保護。OneLoginサービス内に存在する利用者データ(下記第2.1項に定義)のセキュリティを保護する責任は、OneLogin(「データ処理者」)と利用者(「データ管理者」)の間で共有され、その結果以下ようになります。(a) OneLoginは、OneLoginの人員またはOneLoginのセキュリティ管理の不備に起因する、契約者データへの不正なアクセス、改ざん、または契約者データの保管および/または処理の削除、破壊、損傷、紛失、不備に責任を負い、(b) 契約者は、契約者の人員または契約者のセキュリティ管理の不備に起因する、契約者データへの不正なアクセス、改ざん、または契約者データの保管および/または処理の削除、破壊、損傷、紛失、不備に責任を負います。さらに、OneLoginは、OneLoginサービスを適切に設定・管理し、暗号化技術を使用して利用者データを保護するなど、利用者データのセキュリティ、保護、バックアップを維持するための適切な措置を取り、利用者データを定期的にアーカイブする責任を負います。契約者は、OneLoginサービスのアカウントに追加、変更および削除された利用者データに責任を負い、OneLoginサービスとインターフェースで接続されているシステムおよびOneLoginサービスに関連するアカウントアクセスパスワードのセキュリティを維持し、OneLoginサービスおよびドキュメントの不正使用を防止するために合理的な努力を払い、契約者が気付いた不正使用を直ちに書面でOneLoginに通知します。契約者を通じて直接または間接的に

OneLoginサービスへのアクセスを取得した者による不正使用があった場合、契約者は、不正使用を終了させるために合理的に必要なあらゆる手段を講じます。契約者は、OneLoginサービスまたは文書の不正使用を防止または終了するためにOneLoginが取るあらゆる行動に協力し、支援します。

1.8 インシデント管理。OneLoginまたは加入者が、OneLoginサービスのセキュリティが悪影響を受けていることを認識し、その結果、OneLoginの管理下にある加入者データが、本契約で許可されていない使用または開示の対象となった場合(「セキュリティインシデント」)、知識のある当事者は、速やかに(ただし、いかなる場合でも当該セキュリティインシデントを認識してから72時間以内に)以下を行うものとする。(a) セキュリティ・インシデントの性質および範囲の評価、(b) 関係する加入者データがある場合はその特定、(c) セキュリティ・インシデントを封じ込め、制御し、阻止するための適切な措置、(d) セキュリティ・インシデントの影響に対処し、緩和するために使用できる関連情報の提供において、他方の当事者と協力します(ただし、法執行機関またはその他の政府機関からの調査完了まで当該通知を差し控える旨の要請がある場合はその限りではない)。

1.9 権利の留保。OneLoginは、本契約に基づき契約者に明示的に付与されていないOneLoginサービスおよび文書に対するすべての権利を自らに留保します。

## 2. 守秘義務

2.1 守秘義務。本契約に関連して、各当事者は、機密であると表示されている、または機密として扱われると合理的に理解されるべき、他方の当事者から提供された、それを提供した当事者に関する特定の未公開情報(「機密情報」)にアクセスすることができます。これには、加入者の場合、そのユーザーの電子メールアドレス、ユーザー名およびパスワード(「加入者データ」)が含まれます。本契約で別途許可された場合、またはOneLoginがOneLoginサービスを提供するために合理的に必要なとされる場合を除き、各当事者は、秘密を保持し、意図的に第三者(知る必要がある場合には、その取締役、役員、従業員、代理人および代表者を除く)に開示せず、相手方の秘密情報を使用しないものとします。ただし、いずれの当事者も、以下のような秘密情報の開示または使用を禁じられていません。(i) 公開されている、または受領当事者の作為または不作為によらず公開されるようになったもの、(ii) 機密情報に関する秘密保持義務を負わない第三者から当事者に開示されたもの、(iii) 相手方の秘密情報を使用または参照せずに当事者が独自に開発したもの、または、(iv) 裁判所の命令または適用法に基づいて使用または開示しなければならないもので、当該使用または開示が当該裁判所の命令または適用法で必要とされる最小限の範囲である場合。法的に許容される場合、受領側当事者は、開示側当事者の秘密情報の開示が必要となる可能性がある場合、その旨を開示側当事者に速やかに通知し、保護命令または秘密情報の機密性を保持するためのその他の手段を求めることが望ましいかどうかについて、開示側当事者と開示前に協議するものとします。OneLoginは、信頼できる第三者のウェブサービスプロバイダ、コロケーション施設等を利用してOneLoginサービスを運営します。

2.2 フィードバック。契約者が、OneLoginサービスの機能または性能(潜在的なエラーや改善点の特定を含む)に関するフィードバックをOneLoginに提供した場合、契約者は、本契約により、そのフィードバックに関するすべての権利、権原、利益をOneLoginに譲渡し、OneLoginは、支払または制限なしに、そのフィードバックを自由に使用および開示することができます。ただし、OneLoginは、フィードバックの利用に関連して、契約者またはそのユーザを特定する情報を第三者に開示せず、契約者の事前の書面による同意なしに、契約者の商標およびロゴを使用しないものとします。

## 3. 料金および支払い

3.1 料金および支払条件。契約者は、見積書に記載された料金をOneLoginに支払うものとします。契約期間の初年度のOneLoginサービスの料金は、見積書に別段の定めがない限り、サブスクリプション開始日(見積書に定義)から30日以内に全額支払うものとします。契約期間の追加年数分の料金およびすべての更新期間分の料金は、毎年前払いで、サブスクリプション開始日の該当する応当日に支払うものとします。支払い金額はすべて米国ドル建てであり、契約者はかかる金額をすべて米国ドルで支払うものとします。支払期日までに契約者から受領されなかった支払いには、未払い残高に対して、月

利1.5%または法律で認められている最高利率のいずれか低い方の利率で利息が発生します。契約者は、OneLoginの純利益に基づく米国の税金を除き、OneLoginサービスに関連するすべての税金を負担します。すべての料金は返金できません。

**3.2 追加ユーザー。**見積書に示されたベースライン料金に含まれるユーザー数が、最初の請求額を決定します。契約者がベースライン料金に含まれる合計数を超えるユーザー（以下「追加ユーザー」）の追加を希望する場合、契約者は、ユーザー単位で、見積書に指定された価格で追加サブスクリプションを購入できます。さらに、OneLoginは、追加ユーザが存在するかどうかを定期的に評価し、発見された場合には、OneLoginは、追加ユーザの数について契約者に請求します。追加ユーザの料金は、すべてのユーザが同じ日に更新するように、期間またはその時点での更新期間の満了までの残り日数に基づいて按分されます。

**3.3 技術革新による利用料金の値上げ。**OneLoginは、OneLoginサービスに対するOneLoginの継続的な革新的投資を反映するために、契約期間中、サブスクリプション開始日の各応当日に、OneLoginサービスの料金を年率10%を上限に増額する権利を留保します。かかる増額は、当該増額が発効する年の前に請求され、その時点での加入者のユーザ数に基づきます。

**3.4 プロフェッショナルサービスの料金。**見積書に記載されている場合、利用者は、OneLoginと利用者間で締結された別個の作業明細書に詳細に定義されているとおり、初期導入および展開の努力にOneLoginが合理的な支援を提供する代わりに、OneLoginにプロフェッショナルサービス料を支払うものとします。

**3.5 サンドボックス・アカウント。**見積もりに記載されている場合、OneLoginは、OneLoginサービスの「サンドボックス」ユーザアカウントの使用を契約者に提供することができます。この場合、それぞれのアカウントには、見積もりで指定されたベースライン料金の15%（該当する場合）の追加料金が課金されます。

#### 4. 期間および終了

**4.1 契約期間。**本契約が本第4条に従って早期に終了しない限り、本契約の当初の期間は、見積書に記載されたサブスクリプション開始日からサブスクリプション終了日までの期間（以下「契約期間」といいます）とし、いずれかの当事者がその時点での契約期間終了の30日前までに相手方に書面で更新しない旨を通知しない限り、連続した1年間の期間（以下、それぞれを「更新期間」といいます）について自動的に更新されます。

**4.2 契約の終了。**契約者が料金の支払いを適時に行わなかった場合、または本契約の条件に違反した場合、OneLoginは、他の権利または救済手段を制限することなく、契約者が該当する違反を解消するまで、契約者に通知してOneLoginサービスを直ちに停止することができます。OneLoginは、契約者が本契約のいずれかの条件に違反し、かかる違反が通知期間内に治癒されない場合、15日前の事前通知後に本契約を終了することができるものとします。

**4.3 契約終了後の義務。**本契約が何らかの理由で終了した場合、またはその他の理由で失効した場合、(a) OneLoginは、30日以内に、契約者またはそのユーザがOneLoginサービスにアップロードしたすべての情報を、OneLoginサービスのアクティブおよびパッシブなインスタンスから削除します。削除する情報には、アーカイブされた情報、バックアップ、及びログファイルが含まれます（これらの情報は、契約の終了または失効後は、契約者が取得できないと理解されます）。(b) 各当事者は、相手方の秘密情報のすべてを自己（およびその下請け業者）のシステムから削除します。(c) 契約者は、OneLoginサービスで提供されるソフトウェアのすべてのコピーおよびすべての関連文書の使用を中止し、再利用可能な電子的または類似の媒体に保存されているこれらの資料のあらゆる形態を破棄し、その破棄を書面で記録します。ここでの媒体には、メモリ、ディスクパック、テープなどの周辺機器を含むがこれに限定されません。(d) OneLoginの要求に応じて、契約者は、OneLoginサービスおよび文書の使用をすべて中止したことを証明する、権限を有する契約者の代表者が署名した書面による証明書をOneLoginに提供

します。第2条、第3条(契約期間中に発生した支払義務に関するもの)、第4.3条、第5.2条、第7条および第8条の規定は、本契約のいかなる終了または失効後も存続するものとします。

## 5. 保証、免責事項、第三者のサービス、政府条項

5.1 保証、サービスレベル契約。各当事者は、本契約がその条項に従って当該当事者に対して執行可能な有効かつ拘束力のある契約を構成することを相手方に表明し、保証します。本契約と本契約の条件に従い、OneLoginは、OneLoginサービスの99.9%の可用性を保証します。稼働率は、[<https://www.onelogin.com/why-onelogin/trust>](/why-onelogin/trust)で入手可能なOneLoginが公表する統計に直接基づいています。ダウンタイムには、不可抗力(下記第8.5条に定義)による利用不能や、契約者に少なくとも48時間前に通知されたOneLoginの計画的なダウンタイムによる利用不能は含まれません。OneLoginが本契約に記載された99.9%の可用性を満たすことができない場合、契約者の唯一かつ排他的な救済策として、契約者は以下のクレジットを受領します。ダウンタイム15分毎に、影響を受けるOneLoginサービスに対する契約者の年間料金の5%を12で割った額がクレジットとして受領されます。ただし、各暦月における契約者の最大総クレジット額は、契約者が支払ったその月に帰属するOneLoginサービスの料金の100%を超えないものとします。クレジットを受け取るためには、契約者は、電子メールにより書面でクレジットを要求し、ダウンタイムから30日以内にトレースルート・レポートの形でダウンタイムの文書化された証拠を提供する必要があります。

5.2 免責事項。この契約書に記載されている明示的な表明と保証を除き、OneLoginのサービス、ソフトウェア、ドキュメントは、現状のまま提供されており、OneLoginは、明示的、暗示的(事実または法律の運用)、法定のいずれかに関わらず、いかなる事項に関しても、追加の表明や保証を行うものではありません。OneLoginは、商品性、特定目的への適合性、品質、非侵害、正確性、権原を含むすべての暗黙の保証を明示的に放棄します。また、OneLoginは、OneLoginのサービスやソフトウェアにエラーがないことや、OneLoginのサービスやソフトウェアの動作が中断されないことを保証するものではありません。

5.3 第三者のサービス。OneLoginは、契約者の裁量により設定される、第三者のアプリケーションと相互に作用するコネクタをOneLoginサービスに提供しており、OneLoginはそれらのアプリケーションの提供者と商業的あるいは契約上の関係を持つ場合も持たない場合もあります。OneLoginは、これらのコネクタの動作状態を監視し、かかるプロバイダがそのアプリケーションのログイン手順を変更することにより発生する可能性のある問題を解決するために商業上合理的な努力を行います。ただし、契約者は、OneLoginが第三者のアプリケーションの変更、機能または欠陥について責任を負わず、OneLoginサービスとの相互運用性がいつでも一時的または恒久的に中断される可能性があることを認め、同意するものとします。

5.3 政府条項(※日本政府とは関係がありません)。OneLoginは、サービス規定に従ってのみ、連邦政府が利用者として利用するために、OneLoginサービスを提供します。契約者(またはその顧客)が政府機関、省庁、その他の団体である場合、技術データ、ソフトウェア、マニュアルを含むあらゆる種類のOneLoginサービス、または関連文書の使用、複製、再生、公開、修正、開示、または移転は、本契約の条件により制限されます。その他のすべての使用は禁止されており、本契約に規定されている以外の権利は付与されません。OneLoginサービスは、完全に民間出資で開発されたものです。

## 6. 知的財産権の補償

6.1 補償。OneLoginは、契約期間中、OneLoginサービスの利用が第三者の特許、著作権、企業秘密、商標、その他の知的財産権を侵害または不正利用していると主張する、第三者が契約者に対して提起した請求、手続、または訴訟(以下「請求」)から、自己の費用負担で契約者を防御または解決します。また、請求において最終的に利用者に対して裁定されたすべての損害および費用、ならびに請求に対する弁護に関連して利用者が合理的に負担したすべての自己負担費用(合理的な弁護士費用を含む)を補償し、利用者に損害を与えないものとします(ただし、OneLoginの同意なしに発生した弁護士費用および費用を除く)。ただし、以下を条件とします。ただし、(a) 契約者がOneLoginに請求について書

面による迅速な通知を行うこと、(b) 契約者がOneLoginに請求の弁護および解決に関する完全かつ完全な支配権を与えること、(c) 契約者がOneLoginが合理的に要求する請求に対する弁護および和解に関する支援を行うことを条件とします。上記を前提として、契約者は、自己の費用で、自己が選択した弁護士とともに、請求の防御に参加する権利を有するものとします。

6.2 **義務の免除。**OneLoginは、(a) OneLoginサービスを他の製品またはサービスと組み合わせて使用した場合、(b) 契約者に付与された権利およびライセンスの範囲外の目的で契約者がOneLoginサービスを使用した場合、(c) 契約者が本契約および文書に従ってOneLoginサービスを使用しなかったこと、(d) OneLoginが作成していないまたは書面で承認していない契約者によるOneLoginサービスの変更、(e) OneLoginが当該クレームを回避する回避策または変更を契約者に提供した後の活動、に起因するあるいは基づく場合、あらゆる侵害または不正使用について、本第6章に基づく義務を負わないものとします。本第6条は、第三者の権利の侵害、流用またはその他の違反に関するOneLoginの全義務および加入者の唯一の救済方法を定めています。

## 7. 責任の制限

7.1 **機密保持違反または当事者の知的財産権の侵害に起因する責任を除き、いずれの当事者も、本契約に起因または関連する間接損害、派生的損害、懲罰的損害、付随的損害、特別損害(逸失利益、事業の損失を含むがこれに限定されない)については、かかる損害が発生する可能性を認識していたとしても、他方の当事者に対して責任を負わないものとします。**

7.2 **機密保持違反や当事者の知的財産権の侵害に起因する責任を除き、いかなる状況においても、本契約に起因する、あるいは関連する、いずれかの当事者のあらゆる種類のすべての総責任額は、そのような責任を生じさせる最初の出来事の直前の12ヶ月間に加入者がOneLoginに支払った金額の総額を超えないものとします。**

7.3 **ここでの制限は、契約、不法行為、その他にかかわらず、すべての法理論に適用されます。本セクションの規定は、本契約に基づくリスクを当事者間で合理的に配分するものであり、当事者は本契約を締結するかどうかを決定するにあたり、これらの制限に依存しています。**

## 8. 一般

8.1 **関係。**本契約の結果、いかなる代理店、パートナーシップ、合併事業も生じず、両当事者は、他方の当事者を拘束するいかなる種類の権限も持たないものとします。OneLoginは、OneLoginのWebサイトで契約者の会社名とロゴを使用することができ、さらにOneLoginは、契約者のレビューと最終承認を条件として、契約者と協力して公開ケーススタディを開発することができるものとします。契約者は、ブログ、プレスリリース、またはその他のオンライン記事に掲載するために、OneLoginの選択および/または使用に関する承認された見積書を提供するものとします。

8.2 **譲渡可能性。**いずれの当事者も、相手側当事者の書面による事前承諾なしに、本契約に基づく権利、義務、およびその他の義務を譲渡することはできません。ただし、OneLoginは、OneLoginの関連資産または事業のすべてまたは実質的にすべてを後継者に本契約を譲渡することができます。

8.3 **下請業者。**OneLoginは、本契約に基づく義務のすべてに責任を負い続ける限り、本契約に基づく義務を履行するために下請業者またはその他の第三者を利用することができるものとします。

8.4 **通知。**本契約上義務がある、または送信が許可される通知は、書面で、見積書に記載された住所の該当事者に、配達証明付き郵便、書留郵便、または保険付き宅配便で、適切な郵便料金を前払いして送付された場合に有効となります。いずれの当事者も、本第8.4条に従って他方の当事者に通知することにより、通知を受領するための住所を変更することができます。通知は、郵送された日から2営業日後、または宅配便に配達された日から1営業日後に与えられたものとみなされます。

8.5 不可抗力。いずれの当事者も、その合理的支配を超えた原因または状況（以下、「不可抗力」と言う）の結果として、本契約で要求される履行が遅延または不履行となった場合、当該当事者が不履行の原因を回避または除去するために商業的に合理的な努力を尽くしている限り、そのような遅延または不履行の責任を負わず、またそのような遅延または不履行を理由とする本契約（支払義務を除く）への違反または本契約（支払義務を除く）に基づく不履行とはみなされないものとします。こうした合理的支配を超えた原因または状況とは、サービス妨害攻撃、ストライキ、供給不足、広範なセキュリティ違反（例：ハートブリードバグ）、暴動、火災、洪水、暴風雨、地震、爆発、天災、戦争、テロ、政府の行動などをいいます。

8.6 準拠法。本契約は、1980年国連国際物品売買契約条約の規定を含まず、法の抵触に関する規則に関わりなく、米国カリフォルニア州の現地法に基づいて、すべての点で解釈および執行されます。両当事者は、本契約または両当事者の関係に関連するあらゆる紛争を解決するために、カリフォルニア州サンフランシスコに所在する連邦裁判所および州裁判所の専属的対人管轄権に従うことに同意します。本契約に基づく権利を行使するためのいかなる訴訟または手続きにおいても、勝訴当事者は、相手方当事者からその合理的な費用および弁護士費用を賠償される権利を有します。

8.7 分離可能性。本契約の一部が違法、執行不能、または無効であることが判明した場合でも、本契約の残りの部分は完全に効力を有します。本契約に基づくOneLoginサービスの使用に関する重要な制限または制約が違法、執行不能、または無効であると判明した場合、OneLoginサービスを使用する契約者の権利は直ちに終了します。

8.8 完全なる合意。見積書を含む本契約は、両当事者の相互理解を完全かつ排他的に示すものであり、本契約の主題に関連する従来のすべての書面および口頭による合意、コミュニケーション、その他の理解に優先し、これを取り消すものです。本契約の条件と見積書の間には矛盾または不一致がある場合は、見積書の条件が優先されるものとします。本契約に対するすべての権利放棄および修正は、両当事者の権限ある代理人が署名した書面による合意でなければなりません。OneLoginは、受領書、承諾書、確認書、通信文等で契約者から提示された本契約とは異なる、または本契約に追加されるいかなる条項、条件またはその他の制限（本契約を著しく変更するか否かを問わない）について、OneLoginの権限ある代理人が署名した書面によりOneLoginがそういった制限に明確に同意しない限り、拘束されず、特に異議を唱えないものとします。

===== 機械翻訳について =====

翻訳日：2021年12月27日

機械翻訳：DeepL Version = 3.0.103260d

DeepL GmbH

Maarweg 165

50825 Cologne

Germany (ドイツ連邦共和国ケルン市)

Fax: +49 221 95491533

info@deepl.com